

桶川市坂田保育所

こども誰でも通園制度 重要事項説明

1. 事業者の概要

名称	桶川市(福祉部保育課)
所在地	〒363-8501 桶川市泉一丁目3番28号 (桶川市役所)
電話番号	048-786-3211(代)
代表者氏名	市長 小野 克典

2. 施設の概要

種別	保育所
名称	桶川市坂田保育所
所在地	〒363-0008 桶川市坂田1559-1
電話番号	TEL・FAX 048-728-4653
施設長(管理者)	所長 大谷 美智子
開設年月日	昭和50年4月1日

3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	・こどもの育ちを応援します: 集団生活の経験や友達・保育者との交流を通じて、家庭では得られない多様な経験(あそび、関わり)を提供し、心身の成長を促す ・子育て負担の軽減・孤独解消を目指します: 保育者と関わることで、在宅で子育てをする家庭の孤立感や不安感の解消、育児に関する負担軽減につなげる
運営方針	・一人ひとりの気持ちを大切に、友だちの関りを通して意欲ややさしさを育てる ・家庭と保育所と地域が連携し合いながら子育てをしていく

4. 事業提供日及び時間、及び施設の休所日

事業を提供する曜日	月曜日から金曜日まで
事業提供時間	午前9時00分から午前12時00分(1日最大3時間)
施設の休所日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

※非常災害(地震や台風等)又は感染症等の発生などの重大かつ緊急を要する状況が生じた場合に休所することがあります。

※提供時間内であっても施設の状況によっては利用できない場合があります。

5. 建物・設備の概要

(1) 建物

面積	敷地全体	1, 974. 62㎡
	園舎	695. 11㎡
園舎	構造	鉄骨造一部木造
	建築年月日	昭和50年4月1日

(2) 設備

室名	面積
0歳児室	32. 4㎡
遊戯室	70. 38㎡
調理室	54. 43㎡
事務室	30. 00㎡

6. 事業従事者の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
副所長	1	保育担当責任者
保育士	1	保育担当、記録、面談等

7. 利用年齢及び定員

利用年齢	定員
0歳児(6か月～)	1名

※在園児合同型で
0歳児クラスと一緒に過ごします

8. 利用料金及び支払い方法

項目	金額	支払い方法
利用者負担	1時間あたり300円(減免の対象となる場合があります)	利用日当日に現金でお支払いください

9. 提供する保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

坂田保育所
園庭、園外活動があり、子どもが主体的に自然に触れ、五感を使って遊び、様々な体験をしています。

10. 給食について

	提供内容		備考
	おやつ	昼食	
0歳児	なし	なし	水分補給等は面談時に確認をします。

11. 利用の開始及び終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

利用にあたっての留意事項	(1) 利用時間は1時間単位で、1日1～3時間とし、1月あたり10時間が上限です。安心安全にお預かりするために、お子さんに応じて親子通園をお願いする場合があります。 (2) 利用希望日は、30日前～2日前の午後5時までに利用予約をしてください。 (3) 登所は利用時間の10分前から利用開始時間までの間にお願いします。 (4) 予約のキャンセルは利用前日(土日祝を挟む場合は直前の平日)の午後5時までにシステムでキャンセルしてください。 (5) 前日午後5時から当日利用開始時間までに予約をキャンセルした場合は、実際に保育を利用していなくても予約していた時間分を制度の利用時間(10時間)から差し引きます。 (6) 申請した利用終了時間での迎えをお願いします。事故等やむを得ない場合で、迎えが遅れる場合には電話でご連絡ください。 (7) 体調不良及び熱が37.5℃ある場合は利用を控えてください。また、登所後に体調に変化があった場合には、迎えの連絡をさせていただきます。 (8) 保育中は、原則として投薬は行いません。
--------------	---

12. 緊急時における対応方法

対応方法	◆児童に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者または医療機関(嘱託医を含む)への連絡を行う等の必要な措置を講じます。 ◆保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、医療機関の受診等しかるべき対応を行いますのでご了承ください。	
	管轄	所在地及び連絡先
救急・消防	桶川消防署	桶川市北1-25-23 048-773-1190
警察	上尾警察署 坂田派出所	上尾市本町5-1-1 048-773-0110 桶川市坂田1503-7 048-728-4701
嘱託医	豊田医院 (医師:豊田 学)	桶川市坂田東3-26-13 048-728-2377
嘱託歯科医	ゆずり葉歯科 (歯科医師:村田 和久)	桶川市下日出谷東2-14-2 048-662-9786

13. 非常災害対策

防火管理者	所長 大谷 美智子
避難訓練	◆避難訓練、消火訓練:毎月 1 回実施 ◆消防署立ち会い避難訓練:年 2 回実施
災害発生時の対応等	保護者等の引き取りのあるまでの間(開所時間外を含む)、引き続き児童を保護します
避難場所	坂田保育所 園庭
緊急避難場所	桶川市立桶川東小学校

14. 虐待防止等の措置について

保育所には、虐待が疑われる場合、通告する義務があります。(児童虐待の防止等に関する法律第 6 条)

体制整備等	利用乳幼児の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます
緊急時の対応	利用乳幼児に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います

15. 相談・要望・苦情窓口

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当園苦情相談窓口	苦情受付担当者 副所長 吉中 美紀 苦情解決責任者 所長 大谷 美智子
第三者委員	伊藤 薫 民生委員 吉野 礼子 主任児童委員
行政機関	桶川市福祉部保育課 048-786-3211(代)

16. 個人情報の取り扱いについて

業務上知り得たお子さんや保護者に係る個人情報については、法令等を遵守し、適切に取り扱うものとします。なお、当該個人情報については、以下の目的の為に必要最小の範囲内において、外部に提供することがあります。

- ・市町村より要請があった場合に、必要な情報提供を行うこと
- ・緊急時において、医療関係その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと
- ・日々の保育の様子の写真などのホームページ、チラシ等への掲載
※掲載の可否を面談時に確認させていただきます。変更がある場合は職員にお知らせください。
- ・総合システムを利用した、お子さんの様子についての記録の他事業者との情報共有

17. 桶川市こども誰でも通園制度の利用に関するキャンセルポリシー

- 1 利用予約の変更やキャンセルは総合支援システム及び実施施設で取り扱います。
- 2 施設では、利用予約に従って受入れ体制を整えているため、できる限り利用の前日午後5時までに総合支援システムでの入力または施設へ電話連絡をしてください。
(利用の前日が、施設の開設日の場合はその前の開設日（以下同様）)
- 3 無断でのキャンセルは、施設や他の利用者への迷惑となりますのでおやめください。
- 4 利用の前日午後5時を過ぎてのキャンセルは、（お子さんの体調不良等当日のキャンセルも含めて）できる限り速やかに施設に連絡をした上で、総合システムでのキャンセル入力をしてください。この場合、及び無断キャンセルした場合は、予約した時間は 本事業を利用したものみなして月の上限時間（10 時間）から差し引きます。
- 5 開始予定時刻を過ぎて登園した場合でも、予約のとおり時間と料金を算定します。
- 6 終了予定時刻より早く終了した場合でも、予約のとおり時間と料金を算定します。
- 7 無断キャンセルや予定変更、終了予定時刻を超過してのお迎えを繰り返し行った場合は、利用をお断りすることがありますので、ご注意ください。

キャンセルの方法と期限	利用日前日の午後5時までに入力または施設へ連絡したとき	利用日前日の午後5時を過ぎてからの入力または施設へ連絡したとき（当日も含む）（※1）
利用料	なし	なし
利用枠	利用なし扱い	利用扱い

※1 施設への電話がつかない場合は、システムでキャンセル処理を先に行った上で、利用当日に速やかにご連絡ください。

※2 このキャンセルポリシーのほか施設の説明に従ってください。

※3 給食費等の実費徴収については、各施設のルールに基づき支払いが発生する場合があります。

こども誰でも通園制度利用に関する誓約書兼同意書

～以下の内容を読み、□にチェックを入れてください～

- ☐ 私は、本書面により、坂田保育所が提供する乳児等通園支援の内容等重要事項の説明を受け、坂田保育所が提供する乳児等通園支援を利用することについて了承します。
- ☐ 安心・安全な保育施設の運営が行われるよう、施設の管理・運営上の必要な支持に従い、保育施設の運営に支障をきたしません。
- ☐ 誓約書兼同意書の内容に反した場合、利用の取り消しとされても異議ありません。

私は、こども誰でも通園制度の利用にあたり、上位内容を全て確認の上これに同意し、誓約します。

令和 年 月 日

利用申込者(利用児の保護者)

住 所

氏 名

(利用児の氏名:)

(利用児との続柄:)